主 文

本件上告を棄却する。

当審に於ける未決勾留日数中六〇日を本刑に算入する。

理 由

弁護人中沢良一の上告趣意について。

原判決は被害者の証言を唯一の証拠としているものでなく、その挙示にかかる全 証拠を綜合して、被告人の犯行を認定しているものであることは、原判文上明らか であるから、所論違憲の主張はその前提を欠くものであり、その余の論旨は刑訴四 〇五条所定の適法な上告の理由にあたらない。

また、記録を精査しても同四一一条を適用すべき事由もみとめられない。

よつて、刑訴四〇八条刑法二一条に従い、全裁判官一致の意見により主文のとお り判決する。

昭和二六年一一月二一日

最高裁判所第二小法廷

茂			Щ	栗	裁判長裁判官
重		勝	谷	小	裁判官
郎		八	田	藤	裁判官
郎	_	唯	村	谷	裁判官